



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 776 身体障害者福祉法による医師の指定の辞退 (障害福祉課) 1
777 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 1

告 示

和歌山県告示第776号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

令和6年8月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞退年月日
外江理	眼科	外江眼科クリニック	有田郡有田川町下津野1037-7	令和6.6.14

和歌山県告示第777号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和6年8月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

宇和平・高田1地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から13号までを順次結んだ線及び標柱1号と13号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

ただし、昭和60年10月17日農林水産省告示第1570号で指定した保安林を除く。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	新宮市		高田	鈴	1642番1	
2号	〃		〃	中山	3456番	
3号	〃		〃	〃	〃	
4号	〃		〃	〃	3457番2	
5号	〃		〃	〃	3458番	
6号	〃		〃	〃	〃	
7号	〃		〃	葛鹿野	1655番1	
8号	〃		〃	〃	1654番1	

9号	〃		〃	鈴	1653番1	
10号	〃		〃	〃	〃	
11号	〃		〃	〃	1648番2	
12号	〃		〃	〃	1648番1	
13号	〃		〃	〃	1644番2	